

平成28年11月25日

各位

会社名 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス
代表者名 代表取締役社長 鈴木 郷 史
(コード番号:4927 東証第一部)
問合せ先 取締役広報・IR担当 藤 井 彰
(TEL. 03-3563-5517)

固定資産の譲渡とそれに伴う特別利益の計上および 連結子会社に係る特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、平成28年11月25日開催の取締役会において、平成28年12月期第4四半期に固定資産の譲渡とそれに伴う特別利益の計上、および当社の連結子会社に係る特別損失を計上する旨の決議を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 固定資産の譲渡について

1) 固定資産の譲渡理由

以下2)に記載の当該不動産は、平成元年に取得し、賃貸オフィス用ビルとして運営してきました。また、当該美術品は、当社が所有し、公益財団法人ポーラ美術振興財団(以下:ポーラ美術振興財団)に寄託しておりましたが、このたび当社グループの経営資源の集中を図り、グループ全体の企業価値を最大化する観点から、譲渡することといたしました。

2) 譲渡する資産の内容

| | 資産の内容および所在地 | 譲渡価額 | 帳簿価額 | 譲渡益 | 現況 |
|-----|--|-----------|----------|-----------|------------|
| (1) | ポーラ恵比寿ビル 東京都渋谷区東3丁目9番19号 土地:1,616.63㎡および建物 | 9,520百万円 | 5,569百万円 | 約3,653百万円 | 賃貸用 不動産 |
| (2) | 美術品(絵画等) | 7,727百万円 | 4,231百万円 | 約3,496百万円 | 美術品 |
| | 合計 | 17,247百万円 | 9,800百万円 | 約7,149百万円 | |

決済方法:現金による決済を予定しています。

3) 相手先の概要

(1) 不動産

譲渡先は国内法人1社となりますが、譲渡先の意向により公表を控えさせていただきます。また、譲渡先と当社との間には、資本関係、人的関係、取引関係、関連当事者として特記すべき事項はございません。

(2)美術品

| | | | |
|---|------------------|---|--|
| ① | 名称 | 公益財団法人ポーラ美術振興財団 | |
| ② | 所在地 | 東京都品川区西五反田2丁目2番3号 | |
| ③ | 代表者の役職・氏名 | 理事長 鈴木 郷史 | |
| ④ | 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・若手芸術家の在外研修に対する助成 ・在外研修終了後の成果発表(展示会開催)に対する助成 ・美術館職員の調査研究に対する助成 ・美術に関する国際交流の助成 ・美術館の運営 ・収蔵品の調査、研究および展示 ・その他目的を達成するために必要な事業 | |
| ⑤ | 資本金 | 公益財団法人のため、資本金はございません。 | |
| ⑥ | 設立年月日 | 平成8年5月 | |
| ⑦ | 純資産(正味財産) | 229,798 百万円(平成 28 年3月期) | |
| ⑧ | 総資産 | 229,916 百万円(平成 28 年3月期) | |
| ⑨ | 大株主および持株比率 | 記載すべき事項はございません。 | |
| ⑩ | 上場会社と 当該法人の関係 | 資本関係 | 議決権被所有割合:35.55% 株式被所有割合:34.31% |
| | | 人的関係 | 当社の取締役2名が当該法人の理事を兼任しております。 |
| | | 取引関係 | 当社が所有する美術品を当該法人に対して寄託しております。 |
| | | 関連当事者への該当状況 | 当該法人は当社の発行済株式 34.31%を保有する主要株主であり、当社の関連当事者に該当いたします。 |

4)譲渡の日程

(1)不動産

| | | |
|---|---------|-----------------------|
| ① | 取締役会決議日 | 平成 28 年 11 月 25 日 |
| ② | 契約締結日 | 平成 28 年 11 月 28 日(予定) |
| ③ | 引渡日 | 平成 28 年 12 月(予定) |

(2)美術品

| | | |
|---|---------|--------------------|
| ① | 取締役会決議日 | 平成 28 年 11 月 25 日 |
| ② | 契約締結日 | 平成 28 年 11 月 25 日 |
| ③ | 引渡日 | 平成 28 年 12 月5日(予定) |

5)業績への影響

上記の固定資産譲渡により、当連結会計年度において特別利益およびこれに係る法人税の減少として、総額約 9,600 百万円を平成 28 年 12 月期第4四半期に計上する予定です。

6)関連当事者取引の公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置について

上記2)に記載の固定資産(美術品)の取引(以下:本取引)における譲渡先であるポーラ美術振興財団は、当社の主要株主であり、当社に対し大きな影響を与える株主であるため、当社は、本取引の公正性を担保し、利益相反を回避する観点から、少数株主の利益を不当に害することのないよう次の措置を講じております。

(1) 公正性を担保するために講じた措置

当社は、本取引の公正性を担保することを目的に、当社および主要株主であるポーラ美術振興財団から独立し、法律、会計、美術品に関する高い専門性を持つメンバーで構成される第三者委員会(以下:第三者委員会)に対し、本取引を実施することの合理性、譲渡先の妥当性、譲渡価額の妥当性および本取引にかかる一連の手続の適切性の観点から、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないかを諮問しております。また、当社は本取引の公平性を担保することを目的に、以下の基準を満たしている美術品取扱専門会社を選定し、当該資産の鑑定評価を依頼しております。

- ・当社美術品を主に構成する近現代の西洋絵画および日本画の取り扱いに関する豊富な実績を有すること
- ・豊富な実績に裏付けられた社会的な信頼があること
- ・当社およびポーラ美術振興財団と利害関係を有しないこと

第三者委員会は、当該諮問事項の検討にあたり、当社から本取引の目的および本取引の方法を選択した理由についての説明を受けるとともに、当該美術品取扱専門会社による鑑定評価結果の精査を行い、各社に対し質疑応答を行っております。第三者委員会は、これらの検討を前提として、本取引を実施することの合理性、譲渡先の妥当性、譲渡価額の妥当性および本取引にかかる一連の手続の適切性が認められることから、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出しております。

(2) 利益相反を回避するための措置

当社の取締役のうち、2名がポーラ美術振興財団の理事を兼任していますが、利益相反を回避する観点から、両名は、本件に関する当社取締役会の審議および決議ならびにポーラ美術振興財団の理事会の審議および決議には、一切参加していません。

また、当社は、平成28年11月25日開催の当社取締役会に出席した監査役から、本取引にかかる決議過程について適正に行われている旨の同意を得ております。

2. 特別損失の計上について

当社の連結子会社 Jurlique International Pty. Ltd. (以下:ジュリーク社)の持株会社である Pola Orbis Jurlique Holdings Pty Ltd (本社:豪州ニューサウスウェールズ州)に係る無形固定資産の減損損失約9,500百万円を、平成28年12月期第4四半期に計上いたします。

豪州の自社農園で栽培した原材料を使用したオーガニック化粧品を提供するジュリーク社は、平成24年に買収によりグループ入りしました。

これまで、中国を重点国と位置づけ、百貨店・直営店への出店等、事業の拡大に取り組んでまいりました。しかし、直近では、化粧品市場の成長鈍化および、都市部から地方への需要の分散、店舗販売から通信販売への消費トレンドの変化等、厳しい事業環境下にあります。今期より、ビジネスモデルの変革に取り組んでおり、直営展開から、現地に精通した代理店展開に変更し、固定費削減による利益面での改善は見られるものの、計画を下回る状況にあります。

加えて、香港での観光客減や、アジア・オセアニア地域を中心とした免税店における競争環境の激化により、ジュリーク社全体での足元の業績は、買収当初の計画から乖離しております。

こうした状況に鑑み、翌期以降の中長期的な事業計画および同事業が生み出す将来キャッシュ・フローを見直し、減損テストを実施した結果、上記の通り、減損損失を計上することとなりました。今後は、商品や販促策などのマーケティング戦略を抜本的に見直し、ブランド訴求力を高め業績の改善に努めてまいります。

3. 平成28年12月期通期連結業績予想について

上記1.の「固定資産の譲渡」および2.の「特別損失の計上」、ならびに直近の業績動向を勘案した結果、平成28年12月期通期連結業績予想は、平成28年10月31日公表分から変更はありません。

以上